

## 国立大学法人上越教育大学と独立行政法人教員研修センターとの 連携・協力に関する協定書

国立大学法人上越教育大学と独立行政法人教員研修センター（以下両機関という。）は、教員の研修について連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、両機関が相互に連携・協力し、教員の研修に関する諸課題に的確に対応することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 教育・研究の向上及び推進に関すること
- (2) 教員の資質向上のための研修プログラムの開発と支援に関すること
- (3) その他両機関で合意された事項

### （経費）

第3条 本協定の連携・協力に要する経費の負担については、両機関が協議して定めるものとする。

### （協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、両機関が協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、両機関のいずれからも申し入れがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両機関が署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月19日

国立大学法人上越教育大学長

佐藤芳徳

独立行政法人教員研修センター理事長

高岡 信也